

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅲ－１－（４）個人投資家の参加拡大
	政策の達成目標	個人投資家に対して、金融・資本市場への適切な投資機会を提供すること。 (参考：非課税口座数)
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	平成 24～26 年（3 年間） (非課税期間は各年 1 月 1 日から 10 年間)
	同上の期間中の達成目標	(「政策の達成目標」と同じ)
	政策目標の達成状況	新設要望のため、該当せず
有効性	要望の措置の適用見込み	4,479 万人（平成 21 年度 個人株主数の延べ人数） (出典) 東京証券取引所等「平成 21 年度株式分布状況調査」
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	要望の措置は、非課税口座の預け入れ範囲が拡大し、投資家利便に資するため、個人投資家の証券市場への参加拡大に有効である。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし
	要望の措置の妥当性	要望の措置は、投資家利便に資する簡素で分かりやすい制度であるため、妥当である。
	ページ	3—2

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>新設要望のため、該当せず</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>新設要望のため、該当せず</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>新設要望のため、該当せず</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>新設要望のため、該当せず</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年度改正 日本版 I S A の創設 ・平成 22 年度改正 日本版 I S A の法制化